

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年2月7日（平成29年（行個）諮問第26号）

答申日：平成29年5月29日（平成29年度（行個）答申第37号）

事件名：本人に係る公務災害補償通知書の不訂正決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

公務災害補償通知書（特定文書番号。特定年月日）（以下「本件文書」という。）に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）の訂正請求につき、不訂正とした決定については、審査請求人が訂正すべきとする部分を不訂正としたことは、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）27条1項の規定に基づく訂正請求に対し、平成28年4月26日付け防人給第8810号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不訂正決定（以下「原処分」という。）の取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書（標題は「異議申立書」である。）によると次のとおりである（意見書は省略した。）。

不訂正とされた文書を見ますと特定地方総監名の記載がありながら、公印が押されてなく又総監の階級・氏名もありません。

したがって、人事院規則（様式601）で定める様式にも違反していることが判明しました。

さらに筆跡を見ますと先に開示された文書と類似しております。

以上のことから、真正な文書として考えられず、訂正すべきである。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 経緯

本件訂正請求は、平成28年2月18日付け防人給第2555号により開示した文書のうち、本件文書について総監の氏名・公印を押印するよう及び傷病名を腰椎々間板ヘルニアと訂正するよう求めるものであり、本件訂正請求に該当する箇所について確認した結果、本件訂正請求に理由があると認められなかったことから、法30条2項の規定に基づき、平成28年4月26日付け防人給第8810号により不訂正決定（原処分）を行ったところ、原処分に対して審査請求がされたものである。

## 2 不訂正とした理由について

「総監の氏名・公印を押印せよ」との訂正請求について、開示した行政文書は、決裁原議の写しであり、公印を押印する必要はなく、また、同文書のような公務災害の認定に関する通知には総監の氏名を記載をする必要がないことから、公印が押印されていないこと、また、総監の氏名が記載されていないことをもって、「保有個人情報の内容が事実でない」とは認められず、当該訂正請求に理由があるとは認められないため、不訂正としたものである。

## 3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「不訂正とされた文書を見ますと特定地方総監名の記載がありながら、公印がおされてなく又総監の階級・氏名もありません。」などとして原処分を取消しを求めるが、上記2のとおり本件訂正請求に理由があると認められなかったことから、原処分を行ったものであり、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |             |               |
|-------------|---------------|
| ① 平成29年2月7日 | 諮問の受理         |
| ② 同日        | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月14日   | 審査請求人から意見書を收受 |
| ④ 同年5月17日   | 審議            |
| ⑤ 同月25日     | 審議            |

## 第5 審査会の判断の理由

### 1 本件訂正請求等について

本件訂正請求は、本件文書に記録された保有個人情報（本件対象保有個人情報）について、「総監の氏名・公印を押印せよ。」、「傷病名を腰椎々間板ヘルニアと訂正せよ。」として、その一部の訂正を求めるものであり、処分庁は、法29条の当該訂正請求に理由があると認めるときに該当しないとして、不訂正とする原処分を行ったところ、審査請求人は、原処分の取消しを求めている。

これに対して諮問庁は、上記第3のとおり、本件文書に「総監の氏名・公印を押印せよ。」との訂正請求に理由があるとは認められないため不訂正とした原処分を妥当としている。この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、審査請求の理由としては公印及び総監の氏名の記載に関する主張しかなかったため、審査請求は公印及び総監の氏名の記載の不訂正決定についての取消しを求めるものであると解したとのことであった。

以上を踏まえ、以下、本件対象保有個人情報の訂正請求対象情報該当性について検討する。

## 2 訂正請求対象情報該当性について

### (1) 訂正請求の対象情報について

ア 訂正請求については、法27条1項において、同項1号ないし3号に該当する自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定されている。

イ また、訂正請求者は、開示を受けた保有個人情報のうち、①どの部分（「事実」に限る。）につき、②どのような根拠に基づき当該部分が事実でないと判断し、③その結果、どのように訂正すべきと考えているのか等について、請求を受けた行政機関の長が当該保有個人情報の訂正を行うべきか否かを判断するに足る内容を、行政機関の長に自ら根拠を示して明確かつ具体的に主張する必要がある。そして、請求を受けた行政機関の長が、当該訂正請求に理由があると認めるときは、法29条に基づき、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならず、一方、訂正請求者から明確かつ具体的な主張及び根拠の提示がない場合や当該根拠をもってしても訂正請求者が訂正を求めている事柄が「事実でない」とは認められない場合には、「当該訂正請求に理由があると認めるとき」に該当しないと判断することになる。

### (2) 訂正請求対象情報該当性について

ア 本件対象保有個人情報は、法に基づく保有個人情報開示請求により処分庁から開示を受けた自己を本人とする保有個人情報であることから、法27条1項1号に該当する。

イ 次に、法27条1項の訂正請求の対象となる「事実」に該当するか否かを検討する。

当審査会において、諮問庁から本件文書の提示を受けて確認したところ、本件文書は、海上自衛隊において隊員が受けた公務災害に対する補償を受けることができることを通知するための文書（以下「海上自衛隊公務災害補償通知書」という。）として、審査請求人が受けた災害に関して特定地方総監から審査請求人に対して発出されたものの控えであり、文書の宛先部分に割印が押されたものであることが認められた。

また、海上自衛隊公務災害補償通知書における特定総監の氏名の記載の必要性等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、以下のとおりであった。

(ア) 海上自衛隊災害補償規則（昭和42年海上自衛隊達第6号。以下「災害補償規則」という。）7条は、海上幕僚長又は地方総監が、隊員の受けた災害が公務上によるものであるかどうかを審査し、当該災害が公務上によるものであると認めた場合には人事院規則16

－ 0（以下「人事院規則」という。） 2 3 条に規定する公務災害補償通知書により、公務上によるものでないと認めた場合には公務災害等非該当通知書により、それぞれ、災害を受けた者等に通知する旨規定しているが、人事院規則に規定する公務災害補償通知書を用いることとした趣旨は、海上自衛隊公務災害補償通知書において災害を受けた者に対して通知する内容を人事院規則が定める公務災害補償通知書と同様のものとするという点にある。

そのため、人事院規則 2 3 条により公務災害補償通知書の様式とされている人事院規則別表第 3（人事院様式 6 0 1）において、公務災害補償通知書の発出者の氏名をも記載することとされている点についてまで、これに準拠しなければならないとはいえないのであるから、海上自衛隊公務災害補償通知書については、公務災害等非該当通知書と同様、海上幕僚長又は地方総監の氏名を記載する必要はなく、本件文書についても特定地方総監の氏名は記載されていない。

（イ）また、本件文書は、実際に発簡された審査請求人の受けた災害に関する海上自衛隊公務災害補償通知書ではなく、その控えであり、同文書の原議書に添付されていた浄書前の案文に、原議書の決裁が終了した段階で発簡番号及び発簡日付を記入したものにすぎないことから、本件文書に公印を押す必要はない。

ウ 諮問庁から災害補償規則及び人事院規則の提示を受け確認したところ、海上自衛隊公務災害補償通知書等に係る災害補償規則及び人事院規則の規定は諮問庁の上記イの説明のとおりであり、また、本件文書の体裁（上記イ）を踏まえると、特定総監の氏名の記載及び公印の印影は不要であるとする諮問庁の上記イ（ア）及び（イ）の説明に不自然、不合理な点はない。

そうすると、審査請求人の本件訂正請求は、海上自衛隊における公務災害補償通知書において記載の必要がない特定地方総監の氏名という情報を追加することを求めるとともに、発簡された文書の控えとして作成された本件文書に公印を押すことを求めるものと認められるところ、当該内容は「事実」に反する情報の訂正を求めるものではないことから、訂正請求の対象とはなり得ないものである。

エ したがって、本件対象保有個人情報、法 2 9 条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められない。

### 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 4 本件不訂正決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報の訂正請求につき、不訂正とした決定については、審査請求人が訂正すべきとする部分は、法29条の保有個人情報の訂正をしなければならない場合に該当するとは認められないので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曽根玲子